

## 浜松市中山間地域等直接支払事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)に基づき、実施要領及び基本方針に掲げる事業を実施する集落等に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象地域及び対象農用地)

第2条 中山間地域等直接支払事業費交付金の交付の対象地域及び対象農用地は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象地域は、実施要領第4の1の(1)から(5)で指定された別表第1に掲げる地域(以下「法指定地域」という。)及び(9)に基づき静岡県知事が指定する別表第2に掲げる地域(以下「知事特認地域」という。)とする。

(2) 対象農用地は、実施要領第4の2及び促進計画(別紙)の1(1)のイで定められた農用地とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 交付の対象及び補助率は、別表第3のとおりとする。なお、交付対象者は、市税を完納している者とする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定による交付申請書(様式第1号)に資金状況調べ(様式第2号)、市税納付・納入確認同意書(様式第3号)及び暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)を添付して市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第5条 市長は交付金の交付申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、交付金の交付額決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。なお、当該通知書の別紙に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条(1)の変更をしようとする者は、変更承認申請書(様式第6号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 市長は、前条による申請が適当であると認めるときは、変更の申請を承認し、変更承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(事業遂行状況報告)

第8条 申請者は、交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の事業遂行状況を事業遂行状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、規則第13条の規定による実績報告書(様式第9号)を交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金の交付額確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(請求の手續)

第11条 申請者は、交付金の交付額確定通知を受領した後10日以内に請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第12条 申請者は概算払の承認を申請する場合は、概算払承認申請書(様式第12号)に資金状況調べ(様式第2号)を添付して市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第13条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に概算払承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(概算払の請求手續き)

第14条 申請者は、前条の概算払承認通知書(様式第13号)に基づき、概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの交付金に適用する。

別表第 1

行政区名	対象地域
天竜区	熊村、上阿多古村、下阿多古村、二俣町、光明村、竜川村、気多村、熊切村、犬居町、城西村、佐久間町、山香村、浦川町、水窪町、龍山村
北区	鎮玉村、伊平村、三ヶ日町、東浜名村

別表第 2

行政区名	対象地域
北区	奥山村

(注)

1 別表第 1 及び第 2 の対象地域は、昭和 2 5 年 2 月 1 日における町村の区域である。

別表第 3

交付の対象		補助率
事業	経費	
中山間地域等直接支払交付金	実施要領第 6 による対象者が集落協定及び個別協定に基づき行う行為に対して算出する経費	予算の範囲内において経費の欄に掲げる経費の 1 0 分の 1 0

(参考) 財源の内訳 法指定地域 国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4  
知事特認地域 国 1 / 3、県 1 / 3、市 1 / 3

様式第1号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別協定者

中山間地域等直接支払事業費交付金交付申請書

年度において浜松市中山間地域等直接支払事業費交付金交付要綱に基づき、次のとおり事業を実施したいので、交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の内容  
別紙のとおり

別紙

事業内容

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 交付対象面積計画(実績)

(単位: m<sup>2</sup>)

区分	面積		
		内集落連携・機能維持加算	内超急傾斜農地保全管理加算
田			
急傾斜			
小区画・不整形			
緩傾斜			
高齢化率・耕作放棄率			
8 法外特認			
畑			
急傾斜			
緩傾斜			
高齢化率・耕作放棄率			
8 法外特認			
草地			
急傾斜			
緩傾斜			
高齢化率・耕作放棄率			
採草放牧地			
急傾斜			
緩傾斜			
8 法外特認			
+ + +			

(2) 集落協定及び個別協定の締結計画(実績)

(単位:戸、m<sup>2</sup>)

区 分	参加農家数	農地面積	備 考
集 落 協 定			
個 別 協 定			
計			

(注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入。

個別協定の参加農家数は、協定認定者数を記入。

3 経費の配分

区 分	総 額	負 担 区 分		
		国	県	市町村
	円	円	円	円
1 通常基準				
2 特認基準				
計				

(注) 通常基準とは、当該要綱第2条の(1)で定める法指定地域をいい、特認基準とは、当該要綱第2条の(1)で定める知事特認地域をいう。

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国 庫	円	円	円	円	
県 費					
市 費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
通常基準	円	円	円	円	
特認基準					
合 計					

(3) 集落協定における直接支払交付金の使用実績（精算時記載）

交付金総額	共同取組活動分		農業者等分	
	金 額	割 合	金 額	割 合
	円	%	円	%

（注）変更計画書の場合は、変更前を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

また、実績報告書の場合は計画を上段に括弧書きし、実績を下段に記載すること。

6 添付資料

通常単価、通常単価の 8 割、加算単価適用別に交付対象面積及び交付金額のわかる資料を添付する。

様式第2号(第4条・第12条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入		支 出				差 引 残 高
		計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。



様式第3号(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

浜松市長 宛て

住 所

\_\_\_\_\_

集落名及び協定代表者  
又は個別申請者

\_\_\_\_\_

印

下記の交付金交付申請に伴い、浜松市中山間地域等直接支払事業費交付要綱第3条の規定により、市において、交付金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市中山間地域等直接支払事業費交付金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市中山間地域等直接支払事業費交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様式第5号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

集落名及び集落代表者  
又は  
個別協定者

浜松市長

中山間地域等直接支払事業費交付金交付額決定通知書

年 月 日付け 第 号において申請のあった中山間地域等直接支払事業交付金として別紙のとおり条件を付して交付する。

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円

別紙（様式第5号・第7号）

【交付の条件】

- 1 規則及び浜松市中山間地域等直接支払事業費交付金交付要綱を遵守すること。
- 2 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - (1) 追加交付又は減額承認を受けようとする場合
  - (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 3 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 交付対象事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を事業完了年度終了後5年間保管しなければならない。
- 5 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格が、50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 7 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。この場合において、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で前々号に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知）に定める財産管理台帳その他関係書類を整理、保管しなければならない。
- 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 9 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 10 申請者が市税納付義務を有する場合、市税を完納していること。
- 11 浜松市指定暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第6号(第6条関係)  
(1.第5条(1)のAの場合)

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別協定者

中山間地域等直接支払事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付金交付の決定を受けた中山間地域等直接支払事業の計画を下記のとおり変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、承認されるよう申請します。

(注)金額の変更のない場合は[ ]の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 変更交付申請額 円

(注)変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(2) 事業の内容

別紙のとおり

(注)第1号様式の「2事業の内容」に準じて記載すること

(3) 概算払いの変更承認申請

ア 金額 円

(注)変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

イ 時期

ウ 理由

様式第6号(第6条関係)  
(2.第5条(1)のイの場合)

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別協定者

中山間地域等直接支払事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付金交付の決定を受けた中山間地域等直接支払事業の計画を下記のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)に伴う経費の配分の内容

中止(廃止)申請額 円

様式第7号（第7条関係）

（1．第5条（1）のAに基づく申請の場合）

第 号  
年 月 日

集落名及び集落代表者

又は

個別協定者

浜松市長

中山間地域等直接支払事業費交付金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号において変更申請のあった中山間地域等直接支払事業交付金として別紙のとおり条件を付して承認する。

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円

様式第7号（第7条関係）  
（2．第5条（1）のイに基づく申請の場合）

第 号  
年 月 日

集落名及び集落代表者  
又は  
個別協定者

浜松市長

中山間地域等直接支払事業費交付金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号において変更申請のあった中山間地域等直接支払事業について計画の中止（廃止）を下記のとおり承認する。

記

中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

中止（廃止）申請額 円



様式第8号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別申請者

中山間地域等直接支払事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付金交付の決定を受けた中山間地域等直接支払事業の遂行状況について、次のとおり報告します。

区 分	年間計画 A	12月31日現在の 出来高 B	進捗率 B / A	備 考
1 交付金  (1) 通常基準  (2) 特認基準	円	円	%	

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別申請者

中山間地域等直接支払事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付金交付の決定を受けた中山間地域等直接支払事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告の内容  
別紙のとおり

（注）第1号様式の「2事業の内容」に準じて記載すること

様式第10号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

集落名及び集落代表者  
又は  
個別協定者

浜松市長

中山間地域等直接支払事業費交付金の交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号において報告のあった中山間地域等直接支払事業実績報告書を審査した結果、下記のとおり交付金の交付確定いたします。

記

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

様式第11号(第11条・第14条関係)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付金の交付額確定通知書(概算払承認通知書)を受けた中山間地域等直接支払事業の交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長 宛て

住 所

集落名及び協定代表者

又は

氏

名

印

個別申請者

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

様式第12号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 宛て

住 所  
集落名及び集落代表者  
又は 氏 名 印  
個別協定者

中山間地域等直接支払事業費交付金概算払承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付金の交付決定を受けた中山間地  
域等直接支払事業費交付金の概算払をされたく申請します。

記

- 1 概算払を必要とする金額 円
- 2 概算払を必要とする理由
- 3 概算払を必要とする時期

様式第13条(第13条関係)

第 号  
年 月 日

集落名及び集落代表者  
又は  
個別協定者

浜松市長

中山間地域等直接支払事業費交付金の概算払承認通知書

年 月 日付け 第 号において申請のあった中山間地域等直接支払事業交付金概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり交付金の概算払を承認いたします。

記

1 概算払をする金額

2 概算払をする時期